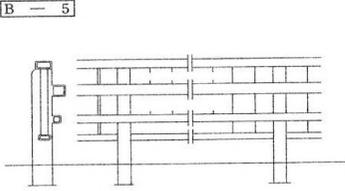
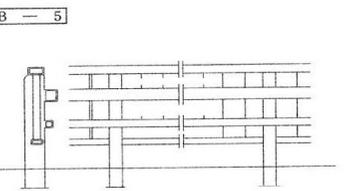


掲載頁	現行基準(令和7年10月1日)	改定(令和8年3月1日)	備考																																																												
IV-7-①-14	<div style="text-align: center;">  </div> <p>(注) 工数の補正は、表 3.17 に従って伸縮継手、高欄、橋梁用防護柵、検査路の製作にも適用する。</p> <p style="text-align: center;">表3.17 付属物の工数の補正</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>重連</th> <th>斜橋</th> <th>曲線橋</th> <th>桁高変化</th> <th>平均支間長</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>伸縮継手</td> <td>○*</td> <td>○**</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>高欄</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>○***</td> <td>×</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>橋梁用防護柵</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>○***</td> <td>×</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>検査路</td> <td>○*</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">○：補正を行う ×：補正を行わない</p> <p>(注) *：伸縮継手、検査路の重連による補正は、表 3.8 の補正を適用する。ただし、連数は橋梁本体と同様とする。 **：伸縮継手の斜橋による補正は、表 3.9 の「箱桁形式以外」の場合の補正を適用する。 ***：高欄、橋梁用防護柵の曲線による補正は、表 3.10 の「箱桁形式以外」の場合の補正を適用する。</p> <p>(4) 単独で、伸縮継手、高欄、橋梁用防護柵、検査路を発注する場合の積算にあたっては、間接工事費の取扱いは、鋼橋工場製作工事と同じとする。 なお、ゴム系伸縮継手の積算にあたっては、「第VI編第2章⑥-1 橋梁用伸縮継手装置設置工」による。</p> <p>(5) 鋼橋工場製作工事に係る支承の積算は製品価格(支承メーカーの販売価格)を材料費明細書に計上し、工場管理費の取扱いは一般の鋼材と同様とする。 (イ) 支承の運搬は、一般橋梁部材の運搬と同じ扱いとし、運搬部材質量の中に入れて積算する。 (ロ) 支承の塗装は、中塗り、上塗りを現場塗装として計上するものとする。</p> <p>3-2 製作工労務単価 工場製作における工数単価(直接労務費) は31,200円とする</p> <p style="text-align: center;">IV-7-①-14</p>	種別	重連	斜橋	曲線橋	桁高変化	平均支間長	伸縮継手	○*	○**	×	×	×	高欄	×	×	○***	×	×	橋梁用防護柵	×	×	○***	×	×	検査路	○*	×	×	×	×	<div style="text-align: center;">  </div> <p>(注) 工数の補正は、表 3.17 に従って伸縮継手、高欄、橋梁用防護柵、検査路の製作にも適用する。</p> <p style="text-align: center;">表3.17 付属物の工数の補正</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>重連</th> <th>斜橋</th> <th>曲線橋</th> <th>桁高変化</th> <th>平均支間長</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>伸縮継手</td> <td>○*</td> <td>○**</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>高欄</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>○***</td> <td>×</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>橋梁用防護柵</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>○***</td> <td>×</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>検査路</td> <td>○*</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">○：補正を行う ×：補正を行わない</p> <p>(注) *：伸縮継手、検査路の重連による補正は、表 3.8 の補正を適用する。ただし、連数は橋梁本体と同様とする。 **：伸縮継手の斜橋による補正は、表 3.9 の「箱桁形式以外」の場合の補正を適用する。 ***：高欄、橋梁用防護柵の曲線による補正は、表 3.10 の「箱桁形式以外」の場合の補正を適用する。</p> <p>(4) 単独で、伸縮継手、高欄、橋梁用防護柵、検査路を発注する場合の積算にあたっては、間接工事費の取扱いは、鋼橋工場製作工事と同じとする。 なお、ゴム系伸縮継手の積算にあたっては、「第VI編第2章⑥-1 橋梁用伸縮継手装置設置工」による。</p> <p>(5) 鋼橋工場製作工事に係る支承の積算は製品価格(支承メーカーの販売価格)を材料費明細書に計上し、工場管理費の取扱いは一般の鋼材と同様とする。 (イ) 支承の運搬は、一般橋梁部材の運搬と同じ扱いとし、運搬部材質量の中に入れて積算する。 (ロ) 支承の塗装は、中塗り、上塗りを現場塗装として計上するものとする。</p> <p>3-2 製作工労務単価 工場製作における工数単価(直接労務費) は32,700円とする</p> <p style="text-align: center;">IV-7-①-14</p>	種別	重連	斜橋	曲線橋	桁高変化	平均支間長	伸縮継手	○*	○**	×	×	×	高欄	×	×	○***	×	×	橋梁用防護柵	×	×	○***	×	×	検査路	○*	×	×	×	×	<p style="text-align: center; color: red;">31,200円 →32,700円</p>
種別	重連	斜橋	曲線橋	桁高変化	平均支間長																																																										
伸縮継手	○*	○**	×	×	×																																																										
高欄	×	×	○***	×	×																																																										
橋梁用防護柵	×	×	○***	×	×																																																										
検査路	○*	×	×	×	×																																																										
種別	重連	斜橋	曲線橋	桁高変化	平均支間長																																																										
伸縮継手	○*	○**	×	×	×																																																										
高欄	×	×	○***	×	×																																																										
橋梁用防護柵	×	×	○***	×	×																																																										
検査路	○*	×	×	×	×																																																										

令和7年度 土木工事標準積算基準書 現行改定対照表

掲 載 頁	現 行 基 準(令和7年10月1日)	改 定(令和8年3月1日)	備 考
I-2-②-28	<p>2-3 準備費</p> <p>(1) 準備費の積算 準備費として積算する内容は次のとおりとする。</p> <p>1) 準備及び後片付けに要する費用 イ 着手時の準備費用 ロ 施工期間中における準備、後片付け費用 ハ 完成時の後片付け費用</p> <p>2) 調査・測量、丁張等に要する費用 イ 工事着手前の基準測量等の費用 ロ 縦、横断面図の照査等の費用 ハ 用地幅杭等の仮移設等の費用 ニ 丁張の設置等の費用</p> <p>3) 準備として行う以下に要する費用 イ ブルドーザ、レーキドーザ、バックホウ等による雑木や小さな樹木、竹等を除去する伐開に要する費用 (樹木をチェーンソー等により切り倒す伐採作業は含まない。) ロ 除根、除草、整地、段切り、すりつけ等に要する費用 なお、伐開、除根及び除草は、現場内の集積・積込作業を含む(伐採作業に伴う現場内の集積・積込作業は含まない)。</p> <p>4) 1) から3) に掲げるもののほか、伐開、除根、除草等に伴い発生する建設副産物等を工事現場外に搬出する費用、及び当該建設副産物等の処理費用等、工事の施工上必要な準備に要する費用。</p> <p>5) 概算数量発注要領に基づく図面作成費</p> <p>6) 準備に伴い発生する交通誘導警備員の費用については、直接工事費に積上げ計上する。</p> <p>(2) 積算方法</p> <p>1) 準備費として積算する内容で共通仮設費率に含まれる部分は、前記(1)の1)、2)、3)とし、積上げ計上する項目は前記(1)の4)、5)に要する費用とし、現場条件を的確に把握することにより必要額を適正に積上げるものとする。</p> <p>2) 概算数量発注要領に基づく図面作成費単価は、29,166円/枚とする。</p>	<p>2-3 準備費</p> <p>(1) 準備費の積算 準備費として積算する内容は次のとおりとする。</p> <p>1) 準備及び後片付けに要する費用 イ 着手時の準備費用 ロ 施工期間中における準備、後片付け費用 ハ 完成時の後片付け費用</p> <p>2) 調査・測量、丁張等に要する費用 イ 工事着手前の基準測量等の費用 ロ 縦、横断面図の照査等の費用 ハ 用地幅杭等の仮移設等の費用 ニ 丁張の設置等の費用</p> <p>3) 準備として行う以下に要する費用 イ ブルドーザ、レーキドーザ、バックホウ等による雑木や小さな樹木、竹等を除去する伐開に要する費用 (樹木をチェーンソー等により切り倒す伐採作業は含まない。) ロ 除根、除草、整地、段切り、すりつけ等に要する費用 なお、伐開、除根及び除草は、現場内の集積・積込作業を含む(伐採作業に伴う現場内の集積・積込作業は含まない)。</p> <p>4) 1) から3) に掲げるもののほか、伐開、除根、除草等に伴い発生する建設副産物等を工事現場外に搬出する費用、及び当該建設副産物等の処理費用等、工事の施工上必要な準備に要する費用。</p> <p>5) 概算数量発注要領に基づく図面作成費</p> <p>6) 準備に伴い発生する交通誘導警備員の費用については、直接工事費に積上げ計上する。</p> <p>(2) 積算方法</p> <p>1) 準備費として積算する内容で共通仮設費率に含まれる部分は、前記(1)の1)、2)、3)とし、積上げ計上する項目は前記(1)の4)、5)に要する費用とし、現場条件を的確に把握することにより必要額を適正に積上げるものとする。</p> <p>2) 概算数量発注要領に基づく図面作成費単価は、29,949円/枚とする。</p>	<p>備考</p> <p>29,166円 →29,949円</p>

令和7年度 港湾・漁港標準積算基準（工事編）

掲 載 頁		現行(令和7年10月1日)										改定(令和8年3月1日)										コメント					
単価表 単-10	船船供用係数(α)と就業時間別船員供用係数(β) (1ワッチ制)																				記載の更新						
	係 数 ラ ン ク	船船供用係数 (α)	就業時間別の船員供用係数(β)										備 考	係 数 ラ ン ク	船船供用係数 (α)	就業時間別の船員供用係数(β)										備 考	
			就業時間 8H	就業時間 9H	就業時間 10H	就業時間 11H	就業時間 8H	就業時間 9H	就業時間 10H	就業時間 11H	就業時間 8H	就業時間 9H				就業時間 10H	就業時間 11H										
			[超勤時間 0H]	[超勤時間 1H]	[超勤時間 2H]	[超勤時間 3H]	[超勤時間 0H]	[超勤時間 1H]	[超勤時間 2H]	[超勤時間 3H]	[超勤時間 0H]	[超勤時間 1H]				[超勤時間 2H]	[超勤時間 3H]										
			[深夜時間 0H]	[深夜時間 0H]	[深夜時間 0H]	[深夜時間 0H]	[深夜時間 0H]	[深夜時間 0H]	[深夜時間 0H]	[深夜時間 0H]	[深夜時間 0H]	[深夜時間 0H]				[深夜時間 0H]	[深夜時間 0H]										
			船長・副船長	普通船員	船長・副船長	普通船員	船長・副船長	普通船員	船長・副船長	普通船員	船長・副船長	普通船員				船長・副船長	普通船員	船長・副船長	普通船員								
	1	1.65	1.20	1.20	1.31	1.32	1.43	1.54	1.55	1.20	1.20	1.31	1.31	1.43	1.42	1.54	1.53										
	2	1.85	1.35	1.35	1.46	1.47	1.58	1.69	1.70	1.35	1.35	1.46	1.46	1.58	1.57	1.69	1.68										
	3	2.20	1.55	1.55	1.66	1.67	1.78	1.89	1.90	1.55	1.55	1.66	1.66	1.78	1.77	1.89	1.88										
	4	2.55	1.80	1.80	1.91	1.92	2.03	2.14	2.15	1.80	1.80	1.91	1.91	2.03	2.02	2.14	2.13										
5	2.80	2.00	2.00	2.11	2.12	2.23	2.34	2.35	2.00	2.00	2.11	2.11	2.23	2.22	2.34	2.33											
6	3.20	2.25	2.25	2.36	2.37	2.48	2.59	2.60	2.25	2.25	2.36	2.36	2.48	2.47	2.59	2.58											
7	3.65	2.60	2.60	2.71	2.72	2.83	2.94	2.95	2.60	2.60	2.71	2.71	2.83	2.82	2.94	2.93											
8	4.30	3.05	3.05	3.16	3.17	3.28	3.39	3.40	3.05	3.05	3.16	3.16	3.28	3.27	3.39	3.38											
9	5.25	3.70	3.70	3.81	3.82	3.93	4.04	4.05	3.70	3.70	3.81	3.81	3.93	3.92	4.04	4.03											
船船供用係数(α)と就業時間別船員供用係数(β) (2ワッチ制)																											
係 数 ラ ン ク	船船供用係数 (α)	就業時間別の船員供用係数(β)										備 考	係 数 ラ ン ク	船船供用係数 (α)	就業時間別の船員供用係数(β)										備 考		
		就業時間 16H	就業時間 18H	就業時間 20H	就業時間 22H	就業時間 16H	就業時間 18H	就業時間 20H	就業時間 22H	就業時間 16H	就業時間 18H				就業時間 20H	就業時間 22H											
		[超勤時間 0H]	[超勤時間 2H]	[超勤時間 4H]	[超勤時間 6H]	[超勤時間 0H]	[超勤時間 2H]	[超勤時間 4H]	[超勤時間 6H]	[超勤時間 0H]	[超勤時間 2H]				[超勤時間 4H]	[超勤時間 6H]											
		[深夜時間 1H]	[深夜時間 3H]	[深夜時間 4H]	[深夜時間 6H]	[深夜時間 1H]	[深夜時間 3H]	[深夜時間 4H]	[深夜時間 6H]	[深夜時間 1H]	[深夜時間 3H]				[深夜時間 4H]	[深夜時間 6H]											
		船長・副船長	普通船員	船長・副船長	普通船員	船長・副船長	普通船員	船長・副船長	普通船員	船長・副船長	普通船員				船長・副船長	普通船員	船長・副船長	普通船員									
1	1.65	1.21	1.21	1.35	1.35	1.47	1.48	1.61	1.61	1.21	1.21	1.35	1.34	1.47	1.46	1.61	1.59										
2	1.85	1.36	1.36	1.50	1.50	1.62	1.63	1.76	1.76	1.36	1.36	1.50	1.49	1.62	1.61	1.76	1.74										
3	2.20	1.56	1.56	1.70	1.70	1.82	1.83	1.96	1.96	1.56	1.56	1.70	1.69	1.82	1.81	1.96	1.94										
4	2.55	1.81	1.81	1.95	1.95	2.07	2.08	2.21	2.21	1.81	1.81	1.95	1.94	2.07	2.06	2.21	2.19										
5	2.80	2.01	2.01	2.15	2.15	2.27	2.28	2.41	2.41	2.01	2.01	2.15	2.14	2.27	2.26	2.41	2.39										
6	3.20	2.26	2.26	2.40	2.40	2.52	2.53	2.66	2.66	2.26	2.26	2.40	2.39	2.52	2.51	2.66	2.64										
7	3.65	2.61	2.61	2.75	2.75	2.87	2.88	3.01	3.01	2.61	2.61	2.75	2.74	2.87	2.86	3.01	2.99										
8	4.30	3.06	3.06	3.20	3.20	3.32	3.33	3.46	3.46	3.06	3.06	3.20	3.19	3.32	3.31	3.46	3.44										
9	5.25	3.71	3.71	3.85	3.85	3.97	3.98	4.11	4.11	3.71	3.71	3.85	3.84	3.97	3.96	4.11	4.09										
注) 1.別表-4における就業時間別船員供用係数(β)は、就業時間8H[超勤時間0H 深夜時間0H]の場合を除き、令和7年3月から適用の割増対象賃金比をもとに算出された就業時間別船員供用係数(β)である。したがって、割増対象賃金比に変更があった場合は、下記「就業時間別船員供用係数(β)の算出式」をもとに別途算出するものとする。 2.就業時間と超勤時間および深夜時間の関係が別表-4によらない場合についても、同様に、下記「就業時間別船員供用係数(β)の算出式」をもとに別途算出するものとする。 3.上記船員以外にも潜水士等も対象とする。																											
就業時間別船員供用係数(β)の算出式										就業時間別船員供用係数(β)の算出式																	
$\beta = \beta_0 + \frac{1}{8} \times \text{割増対象賃金比} \times (1.25 \times \text{超勤時間数} + 0.25 \times \text{深夜時間数}) \div \text{ワッチ数}$										$\beta = \beta_0 + \frac{1}{8} \times \text{割増対象賃金比} \times (1.25 \times \text{超勤時間数} + 0.25 \times \text{深夜時間数}) \div \text{ワッチ数}$																	
(小数3位四捨五入)										(小数3位四捨五入)																	
β：時間外手当および深夜手当を考慮した船員供用係数										β：時間外手当および深夜手当を考慮した船員供用係数																	
β ₀ ：就業8時間の場合の船員供用係数										β ₀ ：就業8時間の場合の船員供用係数																	
割増対象賃金比：労務単価に占める割増賃金の対象となる賃金の比率をいう。										割増対象賃金比：労務単価に占める割増賃金の対象となる賃金の比率をいう。																	
ただし、2ワッチにおける超勤勤務時間数および深夜労働時間数は、2ワッチの合計の時間数とする。										ただし、2ワッチにおける超勤勤務時間数および深夜労働時間数は、2ワッチの合計の時間数とする。																	